

前期計画（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）の評価について

資料1

自己評価の基準について: 取組目標に対する量と質の4段階で評価

◎	達成できた
○	概ね達成できた
△	達成はやや不十分
×	全く達成できなかった

基本目標 I 「啓発～意識づくり～」

基本方針 1：地域福祉意識の向上

具体的な取組①：地域生活課題の共有

	評価	成果（令和4(2022)年度末時点）	今後の課題
社協	○	2020年からのコロナ禍で、活動が制限される地域の取り組みもありましたが、小さな圏域で実施するのではなく、行政区・小学校区圏域での実施を推進しました。	地域における支え合い活動は小さな圏域（隣組、近所）が中心となってきます。実際の活動を創り上げていくためには、小さな圏域の中での井戸ばた座談会の重要性が増してくると思われます。今後の方向性としては、活動圏域でよりきめ細かな話し合いを行う場を設ける必要があります。
	△	井戸ばた座談会は、2018年は14回の実施でしたが、2022年は49回実施し、地域活動は減少したもののコロナ禍による孤立防止の観点から地域で話をする機会を増やしました。	
古賀市	○	2019年度実績では開催数（95回）、参加者数（2674人）ともにおおむね増加しており、市民の福祉に対する関心が高まっています。また、福祉を取り巻く様々な課題をテーマに、健康づくり、介護予防、子育て応援、認知症、ゲートキーパー等の各種サポーター養成講座や研修を実施しました。	目まぐるしい社会情勢の変化によって、個人や家庭が抱える課題は多様化、複雑化しており、各種課題に対応できるよう研修・講座等を継続していく必要があります。
	○	各種研修・講座等で明らかになった交通、ごみ出し、買物などの地域生活課題を庁内関係部署及び自治会へ情報提供し、解決に向けて協議・検討を行いました。例えば交通問題はAIオンデマンドバスの運行検証開始、ごみ出し問題は分別収集方法の見直し、買物問題は個別宅配サービスの検討など具体的な取組を行いました。	抽出した地域生活課題を関係機関で共有し、解決に向けて取り組んできましたが、本来支援が必要な世帯（高齢、障がい、子育て支援）に十分届いているかは把握が難しい状況です。特に増加する認知症のある高齢者支援は地域で生活する上で多くの課題を抱えており、行政支援だけでは解決が困難です。地域の課題を共有し、見守り・声かけができる支援者のつながりをつくる必要があります。

②具体的な取組：人権意識の高揚

	評価	成果（令和4(2022)年度末時点）	今後の課題
社協	○	古賀市人権尊重推進委員会、社会同和教育推進審議会、人権施策審議会等に役職員が参加し、古賀市と関係団体とともに古賀市の人権意識の啓発活動に取り組みました。	権利擁護に関する取組に関してサービスの幅を広げていく必要があります。また、持続可能な権利擁護支援となるように、市民の担い手を育成したり終活をサポートするなど、誰もが安心して暮らすことができる事業展開を行う必要があります。
	○	行政主催の講座等へ参加し、個人の人権意識向上だけでなく職員自身も周囲へ啓発していけるような人材育成を行いました。	
	○	職員や市民支援員が利用者の権利を擁護する支援となるよう、研修、ミーティングを通じて資質向上に努めました。本会が設置する権利擁護推進委員会を年2回実施して、各委員からの助言をもらいながら、適正な権利擁護事業（安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業）の実施に努めました。	
古賀市	○	コロナ禍において、「いのち輝くまちこが」などの講演会や研修会の参加者数は減少しましたが、2020年以降はオンライン配信や録画配信を行うなど、新しい試みを行いました。	市民意識調査の結果では約3割の人が人権研修を受けたことがないと回答しているため、今後も一人でも多くの市民への人権啓発につなげることができるよう「いのち輝くまちこが」をはじめ様々な事業において全庁的に啓発に取り組む必要があります。
	○	健康づくり・介護予防関連サポーター養成講座で育成した市民が、地域の公民館等での活動でリーダー役を担うなど活躍の場を広げました。	講座を通して育成し活躍できる市民は受講者の半分以下であり、担い手となる人材を増やす必要があります。

基本目標Ⅱ「環境～居場所づくり～」

基本方針1：拠点施設の活用

具体的な取組①：拠点施設における地域福祉活動の推進

	評価	成果（令和4(2022)年度末時点）	今後の課題
社協	◎	コロナ禍で活動を休止する地域もありましたが、少しずつ再開する地域も増えてきています。地域の実情に応じ、どのようなつどいの場が必要か話し合う場を設け、住民と一緒に考えました。（概ね45行政区全ての福祉会でサロン活動が行われました）	コロナ禍におけるつどいの場のあり方が変化してきています。時代の変化に順応したつどいの場のあり方を検討していく必要があります。
	○	サロン活動の種類として「健康づくり・介護予防」「子育て」「多世代交流」等が年間約1000回、行政区単位や隣組単位で行われました。	今後、社会福祉法人連絡協議会や商工会等と連携し、住民だけでなく企業等も地域の一員として、つどいの場づくりへの参画を検討する必要があります。
	○	関係機関（圏域地域包括支援センター、保健福祉部等）、団体（ボランティア団体、各種サポーター等）と連携しながら、支え合い活動を中心として活動の充実を図りました。	活動者の担い手不足は、地域でのボランティア活動のほか、自治会活動等でも課題となっています。「できるときに、できることを、できる人が」というキーワードで地域の中での協力者を増やしていく必要があります。
古賀市	○	地域における主体的な健康づくり活動を行うヘルス・ステーション設置箇所数が、2022年度では15箇所と6箇所増やすことができ（2017年度は9箇所）、各地域での健康づくり活動が徐々に活発化されました。	コロナ禍における活動減少により孤立やフレイル(虚弱)などのリスクを抱える人が増加しているため、各地域での健康づくり活動を活発化していく必要があります。
	○	社会福祉センター千鳥苑の利用者数は、2022年度以降はコロナ禍前の利用者数に回復しており、拠点施設の利用促進につながりました。	施設の老朽化が進行していることを踏まえて、今後の施設の在り方について検討する必要があります。
	△	新型コロナウイルス感染症の影響から公民館等での地域活動が休止となった地域もあり、新たな居場所づくりの検討には至りませんでした。	引き続き「地域の人々が気軽に集まれる場所づくり」に向け、三者が共働りし、居場所づくりや活動内容について検討する必要があります。

基本方針2：安心・安全な体制づくりの構築

具体的な取組①：権利擁護体制の構築

	評価	成果（令和4(2022)年度末時点）	今後の課題
社協	○	民生委員・児童委員協議会定例会、福祉会定例会等に毎月参加し、地域で困りごとを抱えている人の発見、つなぐ役割を担えるよう情報共有・提供を行いました。また、福祉会長研修、新任福祉員研修を年1回実施し、地域活動者への意識啓発等を行いました。	民生委員・児童委員、福祉員等役割分担を明確にしながら、効率的かつ効果的な活動の展開を行う必要があります。
	○	「コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）配置事業（重層的支援体制整備事業）」でCSWを各中学校区に1名（兼務）ずつ配置し、地域の困りごとを受け止める総合相談窓口の体制を整備し、分野横断的な課題に対応しました。	課題が複合的・困難性があるために、解決に向けた支援が困難なケースが多く、支援事例の積み上げ・分析しながら、関係機関との連携のあり方や支援方法の手法を増やす必要があります。
	◎	権利擁護事業（安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業）の実施により、主に高齢者・障がい者の支援を行いました。	活動者の担い手不足及び高齢化が大きな課題となっています。持続可能な権利擁護支援に向けて、早急に人材育成を行う必要があります。
古賀市	◎	親族による支援がなく本人申し立てが困難な人に対し、市長による成年後見申し立てを行い、本人の経済状況により申立費用と後見人等に対する報酬助成を行いました。	今後も障がい福祉、高齢者福祉の分野において、親族等支援が見込めない人に対する権利擁護支援を行う必要があります。
	◎	障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉の各福祉分野が関係機関と連携し、引き続き虐待防止に努めました。	今後も障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉の各福祉分野で発生することが考えられることから、引き続き関係機関と連携して虐待防止に努める必要があります。

具体的な取組②：災害に備えた地域づくり

社協	<ul style="list-style-type: none"> 古賀市と連携し、実状に合った災害ボランティア本部をスムーズに設置できるよう運営の手引きの見直しを行います。 災害ボランティア本部設置運営訓練を通し、職員の対応技術の向上や市民の意識向上に努めます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の実施や避難訓練への参加を通じて地域防災力の向上に取り組めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や民生委員・児童委員をはじめとした関係機関と連携を図りながら、避難行動要支援者の支援に向けた取組を推進します。

評価 成果 (令和4(2022)年度末時点)

○	福岡県社会福祉協議会が県内全市町村に向けて「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」のひな形を公表しました。それを参考に古賀市版マニュアルの見直しに着手しました。
◎	粕屋地区社会福祉協議会及び三市（宗像市・福津市・古賀市）にて災害ボランティアセンターの設置運営模擬訓練を実施しました。（粕屋地区は2021年度、2022年度に各年1回実施。三市は2023年度実施予定。）
○	防災部局と連携して、出前講座や防災訓練等を通じて避難行動要支援者避難支援制度の周知に努めました。（2022年度：出前講座等4回、防災訓練3回開催）
○	避難行動要支援者のうち支援団体等に情報を提供しても良いという人の同意率は、2022年度で76.0%となり、同意者リストを自主防災組織等支援団体に提供するなど情報共有を図りました。 また、災害時等の避難支援をより実効性のあるものとするために、民生委員・児童委員の協力を得て、要支援者ごとに具体的な支援方法を記載する個別計画の作成、更新に取り組めました。

今後の課題

災害時のみならず平時からの取組が重要となることから、マニュアルを活用し定期的な訓練を行いながら住民にとっても地域のつながりを深めるような取り組みを行う必要があります。
災害時における要支援者の避難支援を実効性のあるものにするため、自助、共助、公助の役割を各々が認識していることが重要であることから、制度について更なる周知啓発を行う必要があります。
避難行動要支援者の個別計画を作成する上で、避難支援者の確保が課題となっているため、地域住民の協力を得るための啓発や仕組みづくりを行う必要があります。

具体的な取組③：見守り活動の充実

社協	<ul style="list-style-type: none"> 地域が見守り活動への理解を深め、参加してもらえるよう、周知・啓発に努めます。 多様な団体等と、顔の見える関係をはかり、必要時に円滑な支援（相談、情報共有）ができるネットワークづくりについて検討します。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員との連携による見守り体制の充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員制度の周知・啓発に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化による新たな問題に対応した研修等を実施することにより、見守り体制の充実を図ります。

評価 成果 (令和4(2022)年度末時点)

◎	福祉会における見守り活動について社協だよりやホームページ等での周知を行いました。福祉大会（2022年度）では「孤立死防止」をテーマにした講演を実施し、見守り活動の重要性の理解を深めました。
○	「生活支援コーディネーター（以下、SC）業務委託」をとおして「地域支え合いネットワーク意見交換会」を小学校区毎に開催し、専門職と住民の顔の見える関係づくりに努めました。
○	民生委員・児童委員については、避難行動要支援者の個別調査をはじめ、日頃から高齢者等の見守り活動を行っており、相談内容に応じ地域包括支援センターへ繋ぐなど、見守りの連携体制の充実が図られています。 民生委員・児童委員への相談・支援件数は、コロナ禍で一時減少したものの増加傾向にあり、民生委員・児童委員が住民に信頼され、相談体制の充実につながりました。
○	古賀市民生委員・児童委員だより「ほほえみ」の発行、市広報や市ホームページにおける制度、活動内容の周知を図るとともに、区長会等において民生委員・児童委員の推薦依頼を行いました。
○	民生委員・児童委員を対象とした訪問・相談活動や各種福祉分野に関する研修を実施しました。また、見守りに関して認知症サポーター研修やゲートキーパー研修などを実施し、人材育成に取り組めました。

今後の課題

福祉会と同様に見守り活動を行っている民生委員・児童委員、シニアクラブと役割分担を明確にしながら、効率的かつ効果的な活動の展開を行う必要があります。
区長、分館長、民生委員・児童委員、シニアクラブ会長、福祉事業所、企業等と円滑な支援が出来る仕組みとしてのネットワークの構築を行う必要があります。
令和4（2022）年12月時点で、民生委員・児童委員は75人で定数の81人に達していません。委員の高齢化や担い手不足、相談内容の複雑化・多様化による負担増が課題となっています。今後は、委員の負担軽減・持続可能な見守り連携体制のさらなる充実を検討する必要があります。
地域住民の相談支援に繋がられるよう、また、民生委員・児童委員の担い手を確保するためにも、さらなる周知・啓発を行う必要があります。
目まぐるしい社会情勢の変化によって、個人や家庭が抱える課題は複雑化・多様化しており、各種課題に対応できるよう研修等を継続していく必要があります。

基本方針3：福祉サービスの充実

具体的な取組①：福祉サービスの利用促進

		評価	成果（令和4(2022)年度末時点）	今後の課題
社協	・介護保険、障がい福祉サービス等の利用者のみならず、とりまく家族等を含めた地域生活課題の把握に努め、適切な専門機関につなぎます。	○	「CSW配置事業（重層的支援体制整備事業）」を通して、地域の困りごとを受け止める総合相談窓口を設置し、アウトリーチによる課題把握に努めました。	課題が複合的・困難性があるために、解決に向けた支援が困難なケースが多く、支援事例の積み上げ・分析しながら、関係機関との連携のあり方や支援方法の手法を増やす必要があります。
	・適正なサービスを提供し、制度では対応が難しい地域生活課題を解決する方策を検討します。	○		井戸ばた座談会や地域支え合いネットワーク全体会議をとおして、住民の方々と地域生活課題を共有して、住民同士の支え合い活動を推進していく必要があります。
	・住み慣れた地域での生活が継続できるように、安心できる在宅福祉サービスの提供及び相談を行います。	○	「第2地域包括支援センター」を受託し、高齢者の総合相談窓口としてその機能を果たしています。またCSW事業でもアウトリーチしながら寄り添い型の支援を行いました。	生活圏域（身近な場所）に相談場所が必要となってきます。住民同士の身近な場所で支え合いながら生活課題を解決できるようにサポートできる拠点を検討する必要があります。
古賀市	・福祉サービスの利用促進に向け、引き続き周知、連携を図ります。	○	「安心生活相談件数」及び「安心生活サポート事業」の相談件数は、事業等の周知が拡大したことにより増加しました。	事業等の周知が拡大したことにより相談件数が伸びている背景には、課題を抱えた人が増えていることが予測されることから、引き続き福祉サービスの利用促進に向けて事業等の周知を行い、多くの支援を行うことができるよう取り組む必要があります。
	・住民に身近な圏域（小学校区）において、気軽に福祉サービス等について相談ができる体制のあり方について、ソーシャルワーカーの配置を含め検討します。	◎	全世代の相談に対応するCSWを市内中学校区に1名ずつ配置し、福祉サービスの利用促進につながる相談窓口の充実を図りました。また、窓口の周知により相談件数は増加しました。	相談件数は増加していますが、全住民数から考えると件数は十分とはいえない状況です。今後のCSW活動により、福祉サービスの情報を得ることができていない人の掘り起こしを行う必要があります。

具体的な取組②：地域における公益的な取組の推進

		評価	成果（令和4(2022)年度末時点）	今後の課題
社協	・市民ニーズに基づいた地域における公益的な取組を検討します。 ・市民に対する公益的な取組に関する情報を提供します。 ・社協だけで解決できない地域生活課題に対し、社会福祉法人連携による公益的な取組を検討します。	△	2018年度に「社会福祉法人連絡協議会」を設置しましたが、活動はコロナ禍の影響により休止状態になりました。公益的な活動として、市民等からの寄付による食糧支援を行うなど、ライフレスキュー事業として生活困窮世帯の水光熱費等の支払いや必要な支援へつなぐ活動を行いました。	生活困窮世帯へ必要な支援が行き届くように、関係部署、法人、団体への事業周知が必要です。社会福祉法人等地域の中の各組織が一堂に介する協議の場（地域協議会）を設ける必要があります。
古賀市	・地域住民、社会福祉法人が地域における公益的な取組について情報交換等のできる場（地域協議会）の設置について検討します。			

基本目標Ⅲ「連携～つながりづくり～」

基本方針1：地域住民等による相互の連携

具体的な取組①：連携体制の構築

		評価	成果（令和4(2022)年度末時点）	今後の課題
社協	・多様な団体や個人等、地域での活動状況を取りまとめ地域資源を見える化し、その情報を共有することにより、つながりのある地域づくりをめざします。	○	「SC業務委託」をとおして「地域支え合いネットワーク全体会議」を実施し、地域の取り組みや現状の情報発信、共有を行いました。	身近な生活課題を共有し、地域のこれからの未来を住民同士で語り合う場は継続的に必要です。井戸ばた座談会や地域支え合いネットワーク全体会議をこれからも毎年開催しながら、繋がりのある地域づくりをめざす必要があります。
	・さまざまな事業や地域活動情報の提供を通じて、地域福祉に関する住民の関心を高め、実践的な地域活動につなげることができるよう意識啓発に努めます。	○	「福祉会連絡会」や「地域支え合いネットワーク全体会議」「井戸ばた座談会」をとおして地域活動の必要性や重要性を説明しながら、地域共生社会の実現に向けて活動しました。	
古賀市	・引き続き地域住民等が地域で活躍するために、人材育成を目的とした事業の充実を図ります。	○	つながりひろば（市民活動支援センター）や地域活動サポートセンターゆいにおいて、地域活動を行う個人・団体等への支援や団体相互の連携を図りました。また、介護予防サポーターや子育て応援サポーター、健康づくり推進員などの各分野における養成講座を実施し、多くの市民サポーターを養成しました。	新型コロナウイルス感染症の影響により公民館等での地域活動が休止となった地域もあり、育成した各種サポーターの活動の場が減少したため、サポーターの意欲が減退している状況です。今後も、地域住民主体の活動を支援するための人材は不可欠であることから、サポーター支援に関する事業・活動を行う必要があります。
	・各福祉分野（障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉）が一体的に連携できる体制の整備について検討します。	○	生活支援体制整備事業の取り組みとして、第1層SC（市）と各中学校区ごとに第2層SC（社協）の配置を行い、地域支え合いネットワーク課題別会議、全体会議を実施し、地域課題の抽出を行いました。	地域住民等による相互の連携をめざすため、SC（市、社協）を中心に地域のつどいの場での情報収集等を行い、地域課題の抽出を行うとともに、引き続き各福祉分野が一体的に連携できるための体制を検討する必要があります。

基本方針2：包括的な相談支援体制の構築

具体的な取組①：多機関の協働による支援

		評価	成果（令和4(2022)年度末時点）	今後の課題	
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・社協が実施する各種相談事業を周知するとともに、関係専門機関等との連携強化を図り、相談体制の充実に努めます。 		○	<p>毎月実施される支援機関連携会議に参加し、関係機関との関係づくり、相談支援体制の強化に努めました。特に2020年度から実施したコロナの特例貸付の申請相談の中で、潜在的な生活困窮世帯の実態が把握できました。2022年に貸付受付は終了しましたが、相談者の中には福祉的支援が必要な世帯もあり、福祉相談係等との連携を図りながら相談支援体制を整えました。</p>	<p>本会の相談体制強化も行いながら、引き続き保健福祉部内関係各課と定期的に情報共有しながら、市全体として総合相談機能を高めていく必要があります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題を1つの場所で受け止める総合相談窓口の設置を古賀市とともに検討します。 		○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に出向き、地域住民と連携した地域生活課題の把握と課題整理を行い、必要な専門機関につなぐネットワークづくりを進めます。 		○		
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、引き続き地域生活課題の解決に努めます。 	○	<p>複合的な課題や制度の狭間の課題に対して、関係機関と連携して包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業移行準備事業の取り組みを開始しました。福祉課、子育て支援課、青少年育成課、CSWなど相談支援を行う関係機関が支援機関連携会議を月1回実施し、支援が必要なケースの情報共有を図り、連携した課題解決に努めました。</p>	<p>各分野の相談窓口を担う関係機関が、重層的支援体制整備事業に関する制度の理解を進めるとともに、総合相談窓口の設置に向けた関係部署、機関との協議を行う必要があります。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市に適した包括的な相談支援体制の構築について検討します。 	○	<p>各相談窓口の一元化をめざして、既存の相談支援を行う関係機関が、高齢者、障がい、子ども子育て世帯、生活困窮者、生活保護世帯、青少年支援など課題を抱えたケースに関する情報共有を図りました。例えば、高齢の親と障がいがある子が同居している生活保護受給世帯など複合的な世帯に対しては、それぞれの分野の担当者が協力して連携による課題解決支援に努めました。</p>	<p>各分野の相談窓口を担う関係機関が、重層的支援体制整備事業に関する制度の理解を進めるとともに、総合相談窓口の設置に向けた関係部署、機関との協議を行い、市に適した包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を行う必要があります。</p>	